

# 告示

## 埼玉県告示第百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
プレミアム草加南居宅介護支援事業所	事業所所在地	草加市柳島町八八〇セゾン三〇七号	草加市柳島町八九〇―四	居宅介護支援
行田ケアセンター そよ風	事業者名称	株式会社ユニ マットリタ イアメント・ コミュニケーション	株式会社S O K A Z E O	通所介護 居宅介護支援 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護